次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令 第 16 号)第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和7年5月23日

青森県知事

# 1 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借とし、 その仕様等は入札説明書のとおりとする。

個人番号利用事務系端末及び必要なソフトウェア 一式

### 2 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和10年2月29日まで ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において 当該契約を解除することがある。

# 3 納入期限及び設置場所 入札説明書による。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般 競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 令和5年6月12日青森県告示第404号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和6年2月13日青森県告示第86号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約 に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21 日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の 措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの 間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、指 名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知 事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

# 5 資格の審査等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、4に定める資格を有することについて 次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を青森県 総務部行政経営課長に提出し、確認を受けなければならず、また、申請書の内容に ついて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 2 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。
- 3 提出期限 令和7年5月29日 17時00分
- 4 提出場所 青森市新町2丁目4の30 青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ 電話 017-734-9160
- 5 提出部数 一部
- 6 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 青森県行政経営課ホームページからダウンロードすること。 問合わせ先はホームページに記載。
- 7 入札及び開札の場所及び日時 青森市新町二丁目4の30 青森県庁舎 北棟2階216会議室 令和7年6月4日 10時00分
- 8 入札保証金に関する事項 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第132条第1項第2号の規定に より免除する。
- 9 契約保証金に関する事項 入札説明書による。
- 10 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内

# 11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

# 12 その他

### 1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載 をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 4 契約金額

落札価格をもって令和7年度の契約金額とする。ただし、令和8年度の契約金額 は落札価格を6で除し12を乗じた額とし、令和9年度の契約金額は落札価格を6 で除し11を乗じて得た額とする。

#### 5 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。